

佐呂間町地域防災計画

《水防計画編》

令和 7 年 3 月

佐呂間町防災会議

目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 津波における留意事項	5
第5節 安全配慮	6
第2章 水防組織	9
第1節 町の水防組織	9
第3章 重要水防箇所	11
第1節 道管理河川の重要水防箇所	11
第4章 予報及び警報	13
第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	13
第2節 気象庁が行う予報及び警報	14
第3節 水位周知河川における水位到達情報	18
第4節 水防警報	20
第5章 水位等の観測、通報及び公表	23
第1節 水位の観測、通報及び公表	23
第2節 雨量の観測及び通報	24
第6章 気象予報等の情報収集	25
第1節 気象予報及び警報、雨量・水位・危険度分布情報等の収集	25
第2節 気象情報等の種類	26
第7章 水門等の操作	27
第1節 水門等	27
第2節 操作の連絡	27
第8章 通信連絡	29
第1節 水防通信網の確保	29
第2節 災害時優先通信の取扱い	29
第3節 その他の通信施設の使用	29
第9章 水防施設及び輸送	31
第1節 水防倉庫及び水防資器材	31
第2節 輸送の確保	32

第10章 水防活動	33
第1節 水防配備	33
第2節 巡視及び警戒	34
第3節 水防作業	35
第4節 緊急通行	35
第5節 警戒区域の指定	35
第6節 避難のための立退き	35
第7節 決壊・越水等の通報	36
第8節 水防配備の解除	37
第11章 水防信号、水防標識等	39
第1節 水防信号	39
第2節 水防標識	39
第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票	40
第12章 協力及び応援	41
第1節 河川管理者の協力及び援助	41
第2節 下水道管理者の協力	41
第3節 水防管理団体相互間の応援及び相互協定	42
第4節 警察官の援助の要求	42
第5節 自衛隊の災害派遣の要請の要求	42
第13章 費用負担と公用負担	43
第1節 費用負担	43
第2節 公用負担	43
第14章 水防報告等	45
第1節 水防記録	45
第2節 水防報告	45
第15章 水防訓練	47
第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	49
第1節 洪水、内水、高潮対応	49
第2節 津波対応	51
第17章 水防協力団体	53
第1節 水防協力団体の指定、監督、情報の提供	53
第2節 水防協力団体の業務	53
第3節 水防協力団体と水防団（消防団）等との連携	53

第18章	水防管理団体の水防計画及びその作成要領	55
第1節	水防管理団体の水防計画	55
第2節	水防計画の公表	55
第3節	水防協議会の設置	55
第4節	水防管理団体の水防計画作成要領	55

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事（以下、「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる佐呂間町（以下、「町」という。）が、同法第33条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

用語	意義
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
水防団（消防団）	法第6条に規定する水防団（消防団）をいう。
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河

用語	意義
	川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
水防団（消防団）待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団（消防団）待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団（消防団）待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団（消防団）の出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県

用語	意義
	知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

第1 町（水防管理団体）の責任

町内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- 1 水防団（消防団）の設置（法第5条）
- 2 水防団（消防団）員等の公務災害補償（法第6条の2）
- 3 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- 4 水位の通報（法第12条第1項）
- 5 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- 6 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- 7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- 8 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- 9 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- 10 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- 11 水防団（消防団）及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- 12 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- 13 警戒区域の設定（法第21条）
- 14 警察官の援助の要求（法第22条）
- 15 他の水防管理者又は町長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- 16 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- 17 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）

- 18 避難のための立退きの指示（法第29条）
- 19 水防訓練の実施（法第32条の2）
- 20 （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- 21 （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- 22 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- 23 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- 24 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- 25 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- 26 消防事務との調整（法第50条）

第2 道の責任

道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- 1 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- 2 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- 3 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- 4 水防協議会の設置（法第8条第1項）
- 5 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- 6 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- 7 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- 8 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- 9 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- 10 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- 11 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- 12 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- 13 水防信号の指定（法第20条）
- 14 避難のための立退きの指示（法第29条）
- 15 緊急時の水防管理者、水防団（消防団）長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- 16 水防団（消防団）員の定員の基準の設定（法第35条）
- 17 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- 18 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

第3 河川管理者の責任

- 1 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- 2 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び町長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

第4 気象庁（網走地方気象台）の責任

- 1 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- 2 洪水予報の発表及び通知（法第10条2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

第5 居住者等の義務

- 1 水防への従事（法第24条）
- 2 水防通信への協力（法第27条）

第6 水防協力団体の義務

- 1 決壊の通報（法第25条）
- 2 決壊後の処置（法第26条）
- 3 水防訓練の実施（法第32条の2）
- 4 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- 5 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

したがって、水防活動及び水防団（消防団）員自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団（消防団）員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。したがって、あくまでも水防団（消防団）員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5節 安全配慮

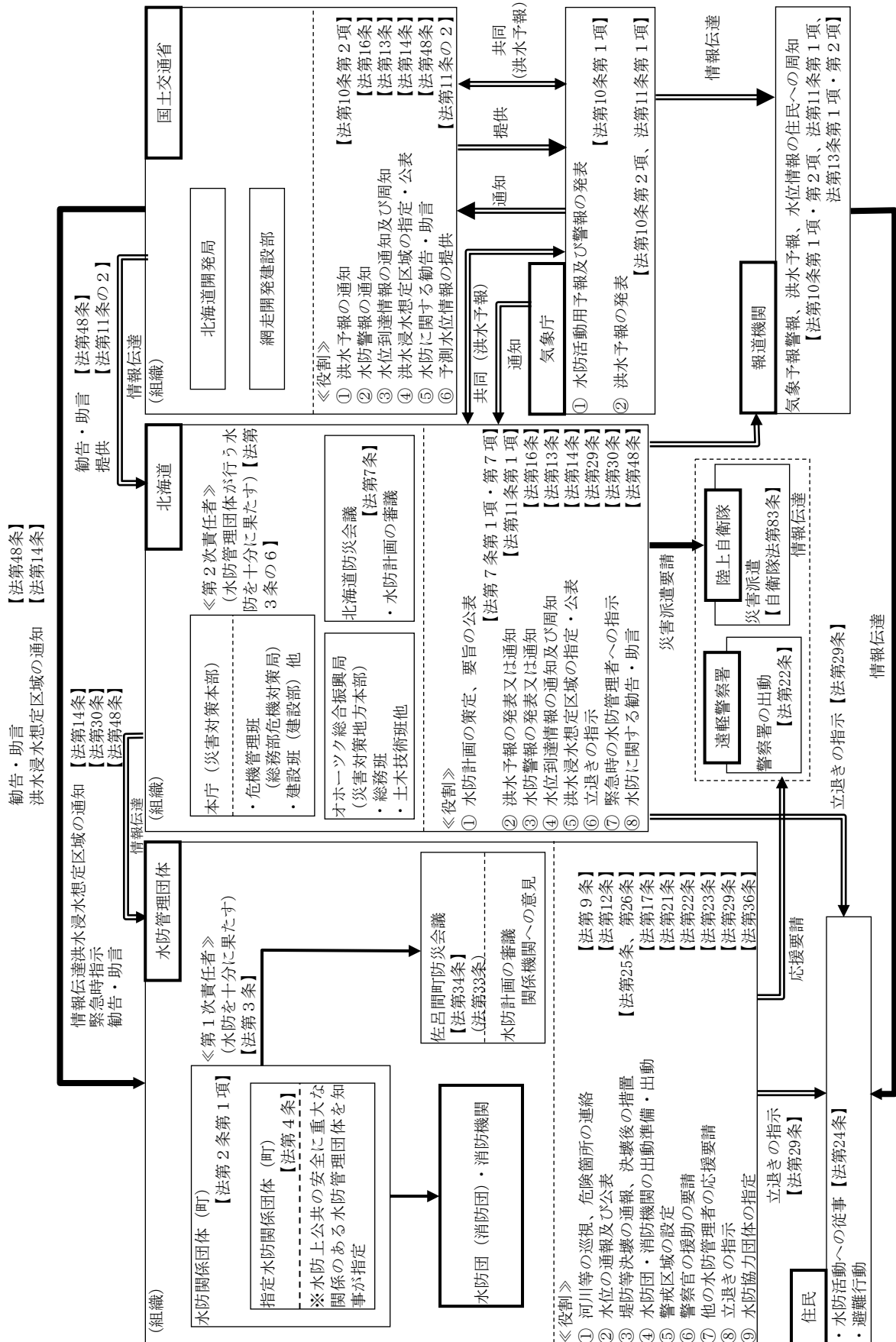
洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団（消防団）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団（消防団）員自身の安全は確保しなければならない。

水防団（消防団）員自身の安全確保のために配慮すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 5 水防活動は原則として複数人で行う。
- 6 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 7 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団（消防団）員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 8 指揮者は水防団（消防団）員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団（消防団）員等へ周知し、共有しなければならない。
- 9 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 10 津波浸水想定区域内にある水防団（消防団）は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- 11 出水期前に、水防団（消防団）員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

【水防法に定める各機関の役割】



第2章 水防組織

第1節 町の水防組織

第1 町の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮（以下「水害洪水等」という。）のおそれがあると認められるときから水害洪水等のおそれなくなつたと認められるときまで、町は、佐呂間町防災会議（以下、「町防災会議」という。）が定める佐呂間町地域防災計画（以下、「町地域防災計画」という。）の定めるところに準じて災害対策本部を設置し、水防に関する事務を処理するものとする。

第2 町防災会議

町は、法第33条の規定に基づき、町水防計画その他水防に関する重要事項を町防災会議に諮るものとする。

第3 水防本部の組織及び業務分担

水防本部の組織及び事務分担は、災害対策本部に準じ、資料1-2及び1-3のとおりとする。

第4 指定水防管理団体の水防団（消防団）員等の定数基準

指定水防管理団体の水防団（消防団）員等の定員は、おおむね次の基準による。ただし、水防管理者が水防実施に支障がないと認めるときは、この基準以下に減ずることができる。

- 1 水防上特に重要と認められる箇所については、その延長20メートルにつき1人
- 2 その他の箇所については延長50メートルにつき1人

第5 非指定水防管理団体の水防団員等の定数基準

非指定水防管理団体においても前記第4に準じて必要な水防団（消防団）員等を確保しておくものとする。

第6 指定水防管理団体の水防協議会

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画その他水防に関する重要な事項を調査審議させるため、水防協議会を置くことができる。

なお、水防協議会を設置しない指定水防管理団体にあつては、町防災会議において水防計画を調査審議するものとする。

第3章 重要水防箇所

水防管理者等は、重要水防箇所を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

第1節 道管理河川の重要水防箇所

オホーツク総合振興局（網走建設管理部）管理河川における重要水防箇所のうち町に関わる箇所は、次のとおりである。

河川名	右・左岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水防 区域延長 (km)	築堤 有・無	備考
		地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離			
佐呂間別川	左岸	永代町	(道) 永代橋から0.1km下流	16.90	宮前町	(町) 協和橋から0.4km下流	18.30	1.40	有	樋門
安斎川	左岸	幸町	(町) 太知橋から0.7km下流	0.00	幸町	(町) 太知橋から0.1km上流	0.80	0.80	有	
安斎川	右岸	幸町	(町) 太知橋から0.7km下流	0.00	幸町	(町) 太知橋から0.1km上流	0.80	0.80	有	

第4章 予報及び警報

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区分	種類	発表機関	摘要
気象等予報警報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報	網走地方気象台	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。
	水防活動用津波注意報・警報	気象庁又は大阪管区気象台	
洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項、第14条の2第3項	洪水注意報・洪水警報	北海道開発局 北海道 網走地方気象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第2節 気象庁が行う予報及び警報

第1 気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

気象官署の長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき、注意を喚起するために発表される
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

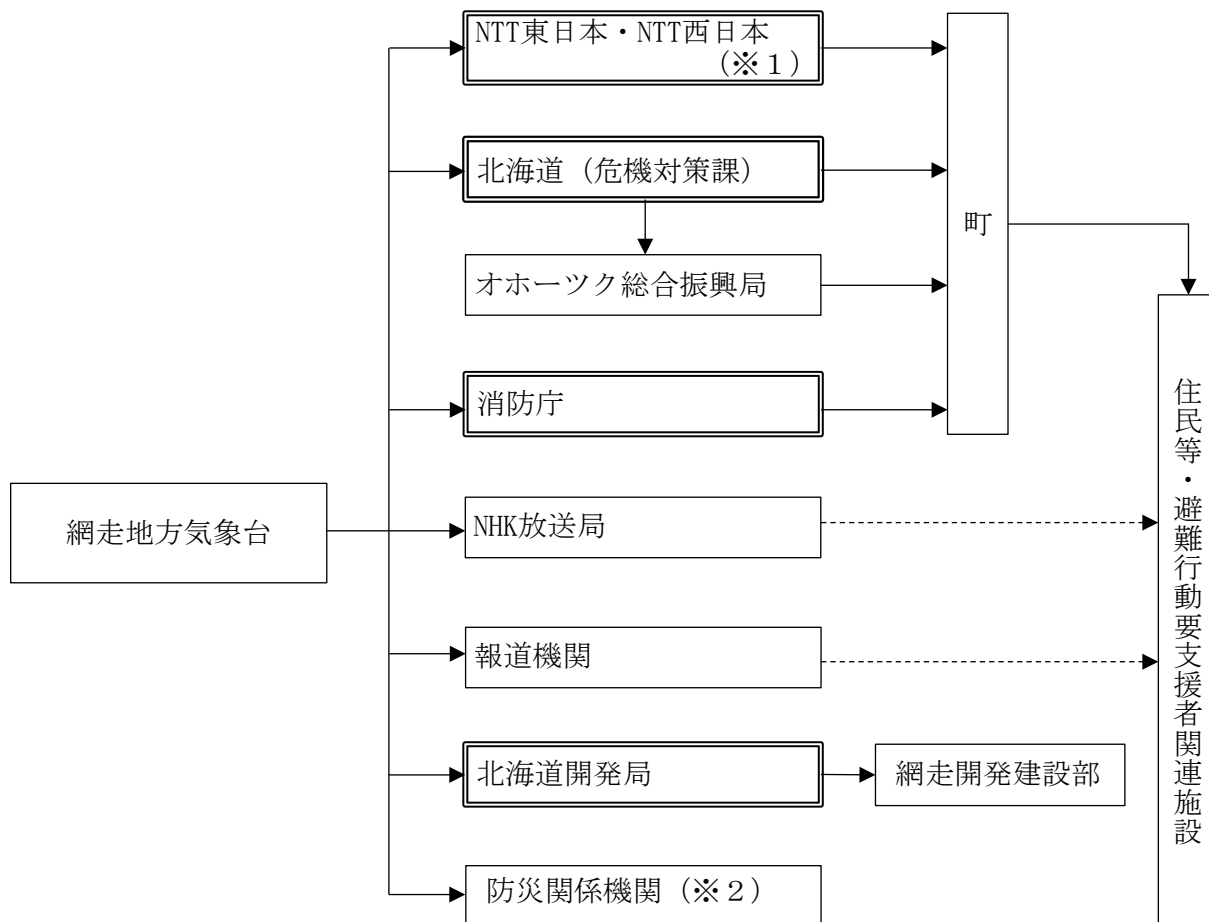
種類	内容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

第2 予報及び警報の処理

町は、常に気象の状況に注視し、河川水位が氾濫注意水位を超過、又は超過するおそれがある場合は、一般災害対策編第3章第2節「気象業務に関する計画」に基づき関係機関に通報するとともに、広報車、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等で住民に伝達する。

第3 警報等の伝達経路及び手段

1 洪水等の場合

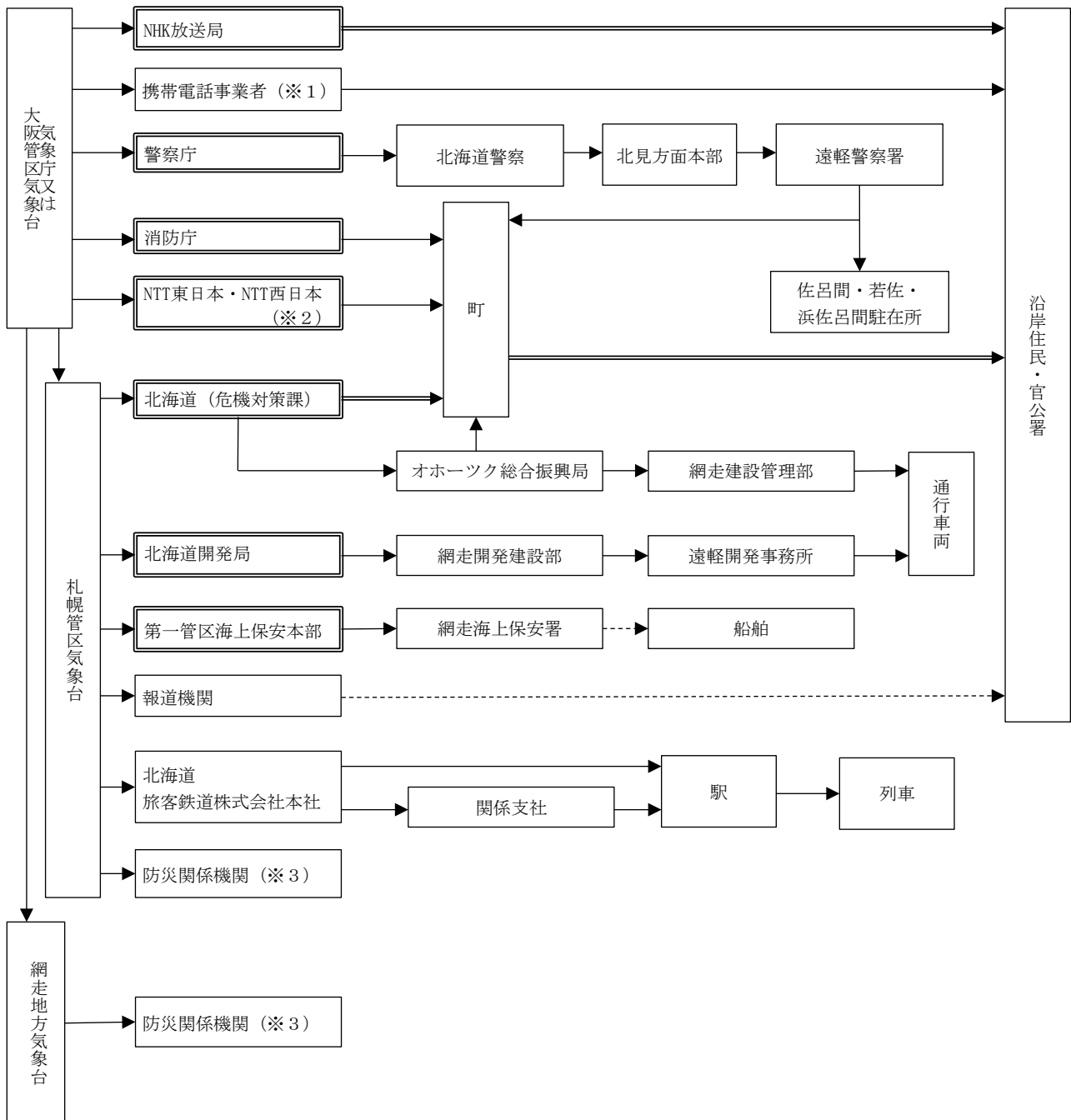


※注) (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく気象等の特別警報・警報通知先
 -----▶ は、放送・無線

(※1) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。

(※2) 陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課)、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力ネットワーク株式会社 等

2 津波の場合



 (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく大津波警報・警報の通知先
 (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 は、放送・無線
 (※１) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
 (※２) NTT東日本・NTT西日本には、大津波警報及び津波警報のみ伝達
 (※３) 北海道運輸局、陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課)等

第3節 水位周知河川における水位到達情報

第1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

第2 道が行う水位到達情報の通知

1 水位周知河川

知事が水位到達情報の通知を行う指定河川のうち、町が指定を受けている河川は以下のとおりである。

避難判断水位到達情報通知の実施責任者は、オホーツク総合振興局長（網走建設管理部）とする。

（1）指定河川及び基準水位観測所

指定河川		基準水位観測所		
水系	河川	名称	位置	所在地
佐呂間別川	佐呂間別川	中佐呂間	サロマ湖から 19.7km	常呂郡佐呂間町字西富 227番地4地先河川敷
		永代	サロマ湖から 17.0km	常呂郡佐呂間町字幸町 59番地11地先河川敷

(2) 水防警報区（洪水）及び水位周知区間

指定河川	基準水位 観測所	水防警報区（洪水）		水位周知区間
		左岸	右岸	
佐呂間別川	中佐呂間	自 プシケシヨ マナイ川との 合流点 至 安斉川との 合流点	自 プシケシヨマ ナイ川との合流 点 至 安斉川との合 流点	自 プシケシヨマナ イ川との合流点 至 安斉川との合流 点
	永代	自 安斉川との 合流点 至 常呂郡佐呂 間町字知来974 番地1地先	自 安斉川との合 流点 至 常呂郡佐呂間 町字知来526番 地1地先	自 安斉川との合流 点 至 常呂郡佐呂間 町字知来526番地1地 先（右岸）

(3) 水防警報区（津波）

指定河川	基準水位 観測所	水防警報区（洪水）			
		津波予報区	津波 観測点	左岸	右岸
佐呂間別川	中佐呂間	オホーツク海 沿岸	網走	自 プシケシヨ マナイ川との 合流点 至 安斉川との 合流点	自 プシケシヨ マナイ川との 合流点 至 安斉川との 合流点
	永代	オホーツク海 沿岸	網走	自 安斉川との 合流点 至 常呂郡佐呂 間町字知来974 番地1地先	自 安斉川との 合流点 至 常呂郡佐呂 間町字知来526 番地1地先

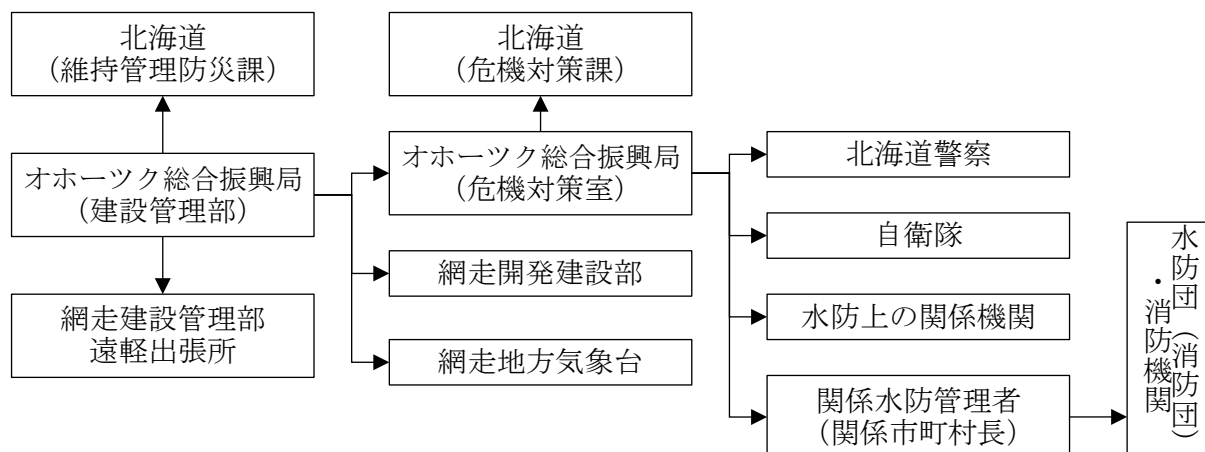
(4) 各種水位

指定河川	基準水位 観測所	水位					
		水防団 待機水位	—	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	計画 高水位
		—	水防警報 （待機）	水防警報 （準備）	水防警報 （出動）	水防警報 （指示）	—
佐呂間別川	中佐呂間	34.41	34.76	35.11	35.63	35.91	37.07
	永代	25.88	26.33	26.78	27.32	27.78	28.42

2 水位到達情報の伝達経路及び手段

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。

また、道では、北海道防災情報システムにより河川の水位情報をメール配信しているが、所管する観測所の水位が観測機器の誤作動等により異常値を配信した場合は、水位等通報系統図に定める関係機関に通知するものとする。



第4節 水防警報

第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとし、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しない。

第2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。

種類	内容	発表基準
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

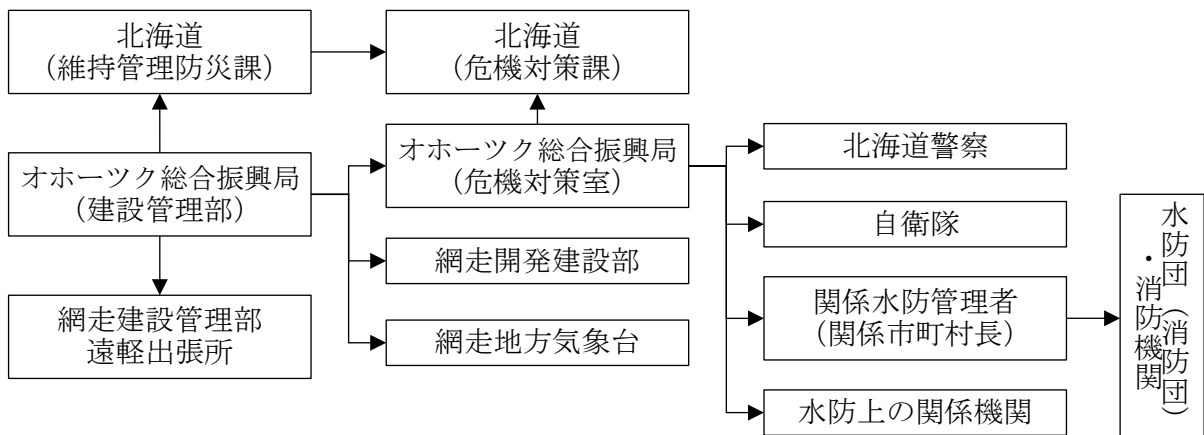
3 道が行う水防警報

（１）水防警報指定河川

知事が水防警報を行うために指定した河川は、第3章第1節「道管理河川の重要水防箇所」のとおりである。

（２）水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は次のとおりである。



第3 高潮時の海岸に関する水防警報

種類	内容	発表基準
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告するもの。水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 ＜活動内容＞ ・海岸巡視、避難誘導、土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪状況・CCTV等により越波が起こるおそれがあるとき。
距離確保準備	激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを警告するとともに、身の安全が確保できるよう海岸からの距離を確保しつつ水防	気象・波浪状況・CCTV等により越波の発生が迫ってきたとき。

種類	内容	発表基準
	活動を行うことの準備を指示するもの。	
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により越波発生が確認或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要が無くなったとき。
解除	水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

第4 津波に関する水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。ただし、次の（１）～（３）のように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。

- （１）日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時刻」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合
- （２）日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- （３）遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

種類	内容	発表基準
待機	水防団（消防団）員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

第1 常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。

巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

町内の水防区域は資料5-1のとおりとし、地区別巡視責任者は次のとおりとする。

地区	担当する河川等	巡視責任者	巡視担当者
仁倉	仁倉川	建設課長	土木・維持係
大成	オンネルベシベ川	建設課長	土木・維持係
栃木	武士川	建設課長	土木・維持係
佐呂間	三線川	建設課長	土木・維持係
北	安斉川	建設課長	土木・維持係

第2 水位の公表

道は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表を行うため、町は、随時確認を行う。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。

水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

国土交通省「川の防災情報」
<https://www.river.go.jp/>
 国土交通省 市町村向け「川の防災情報」
<https://city.river.go.jp/>
 （注：ID・パスワードにより利用）

第3 障害時の措置

道は、所管する観測所の水位が、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、速やかに障害等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、同ホームページのお知らせ画面へ欠測となることを掲載し、水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

障害等により水位の通報・公表ができない観測所を代替する観測所がある場合、また通報・公表の代替手段を確保した場合は併せて関係機関等に周知する。

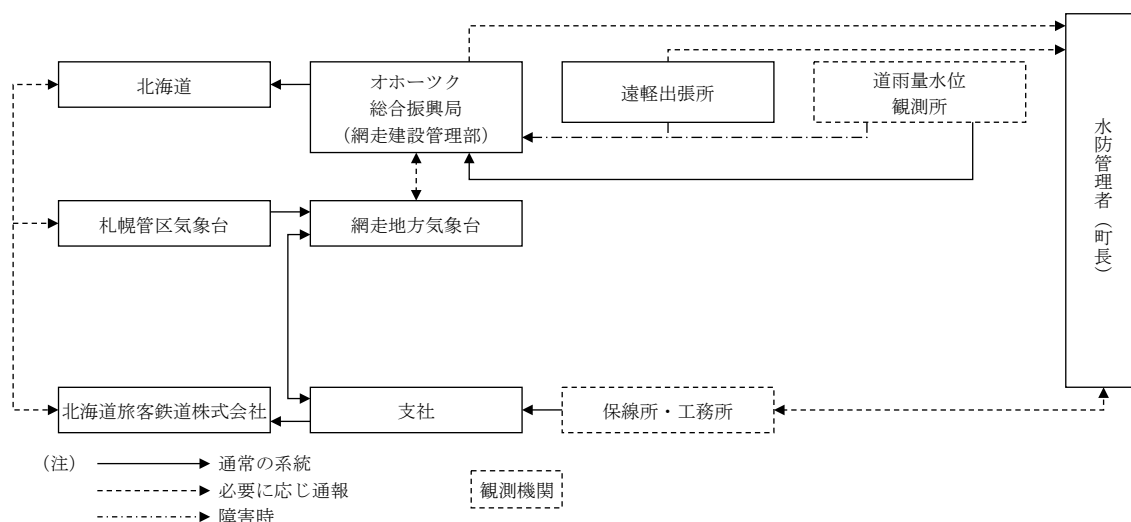
障害等の復旧もしくは通報・公表の代替手段を確保するまでの間、次の各号のいずれかに該当する時、通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ

又は電子メールにより行う。

- 1 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- 2 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- 3 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- 4 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- 5 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- 6 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

第4 水位等通報系統図

道の水位等通報系統図は、次のとおりである。



第2節 雨量の観測及び通報

第1 雨量の通報

観測所の雨量は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載され、これにより町への通報がなされる。

第2 障害時の雨量の通報

観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、第5章第1節第4「水位等通報系統図」に沿って町へ通報される。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- 1 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。
- 2 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

第6章 気象予報等の情報収集

第1節 気象予報及び警報、雨量・水位・危険度分布情報等の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位、危険度分布等必要な情報の収集に努めるものとする。

第1 市町村向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省湾港局 「リアルタイム ナウファス」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報／注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値 等

第2 一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省湾港局 「リアルタイム ナウファス」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousaihokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台ホームページ ※気象庁ホームページへのリンク	https://www.jmanet.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報／注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値 等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報／注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値 等

第2節 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

1 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（網走地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（網走・北見・紋別地方など）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

2 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報として発表される。

3 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

4 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

第7章 水門等の操作

第1節 水門等

第1 河川区間の水門（洪水）

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

第2 河口部・海岸部の水門・閘門（津波・高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第2節 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体等に迅速に連絡するものとする。

河川管理者は、河川法第52条の規定により、洪水による災害の発生の防止、軽減を図るため、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができるものとする。

- 1 予備放流の指示
- 2 貯留制限の指示
- 3 洪水調節の指示
- 4 解除の指示

第8章 通信連絡

第1節 水防通信網の確保

第1 通信連絡施設等の整備強化

道及び水防管理団体は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

第2 水防管理団体の通信施設

水防管理団体は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

第3 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性に鑑み、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

第2節 災害時優先通信の取扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第3節 その他の通信施設の使用

法第27条第2項の規定により、北海道開発局（網走開発建設部）長、知事、水防管理者、水防団（消防団）長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- 1 北海道総合行政情報ネットワーク
- 2 北海道警察本部通信施設
- 3 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- 4 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社通信施設

- 5 北海道開発局通信施設
- 6 第一管区海上保安本部通信施設
- 7 自衛隊通信施設

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

第1 指定水防管理団体の水防倉庫及び水防資器材

指定水防管理団体は、重要水防箇所に必要な応じて水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法（資料11-2、11-3）に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとする。

水防倉庫は、1棟面積33平方メートルを目安とする。

水防倉庫1棟33平方メートル当たりの水防資器材の備蓄基準は、おおむね次のとおりである。

ただし、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

町の主要水防資器材は資料11-1のとおりである。

水防倉庫1棟33平方メートル当たりの水防資器材備蓄基準

品名	数量	摘要	品名	数量	摘要	品名	数量	摘要
掛矢	10丁		照明灯	10組		土のう	3,000枚	フルコン土のうを含む
鋸	10丁		丸太	100本	1.2m			
斧	10丁		〃	50本	2m	ロープ	37.5kg	
スコップ	50丁		〃	50本	1.6m～	シー路	100枚	
蛸槌	5丁				9.9m	鉄線	80kg	
鎌	20丁		しの	6丁		ペンチ	5丁	
ツルハシ	10丁		竹釘	12本				

第2 非指定水防管理団体の水防資器材

非指定水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて必要な準備をしておくものとする。

第3 水防資器材の調査等

水防管理者は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

第4 国又は道有水防資器材の使用

水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、道の備蓄資器材又は国の応急復旧用資器材をオホーツク総合振興局長、網走開発建設部長の承認を受けて使用することができる。

第2節 輸送の確保

第1 水防管理者の措置

水防管理者は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

第2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、一般災害対策編第5章第14節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第10章 水防活動

第1節 水防配備

第1 水防管理団体等の非常配備体制

町（水防管理団体）は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。

町職員の非常配備体制は、一般災害対策編第3章第1節「組織計画」に定めるところに準じるものとする。

第2 水防団（消防団）及び消防機関の非常配備体制

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団（消防団）及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準はおおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	消防機関は情報の収集、関係機関と連絡調整をし、準備体制に移行できる状態にしておくものとする。
準備	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。 2 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき。 3 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき。	水防団（消防団）及び消防機関の長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部を出動させる。
出動	1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。 4 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき。	水防団（消防団）及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき。	

第2節 巡視及び警戒

第1 平常時

水防管理者、水防団（消防団）長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団（消防団）員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

第2 出水時

1 洪水

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、オホーツク総合振興局長及び河川等の管理者に連絡するものとする。ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- （1）堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- （2）堤防の上端の亀裂又は沈下
- （3）川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- （4）居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- （5）排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- （6）橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

2 高潮

水防管理者等は、道から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、オホーツク総合振興局長及び海岸等の管理者に連絡するものとする。

- （1）堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- （2）堤防の上端の亀裂又は沈下
- （3）海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団（消防団）員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団（消防団）員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法（資料11－2、11－3）等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 緊急通行

第1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団（消防団）長、水防団（消防団）員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第2 損失補填

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団（消防団）長、水防団（消防団）員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団（消防団）長、水防団（消防団）員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団（消防団）長、水防団（消防団）員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか一般災害対策編第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

- 1 洪水、内水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、遠軽警察署長にその旨を通知するものとする。

- 2 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況をオホーツク総合振興局長に速やかに報告するものとする。
- 3 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第7節 決壊・越水等の通報

第1 決壊・漏水等の通報

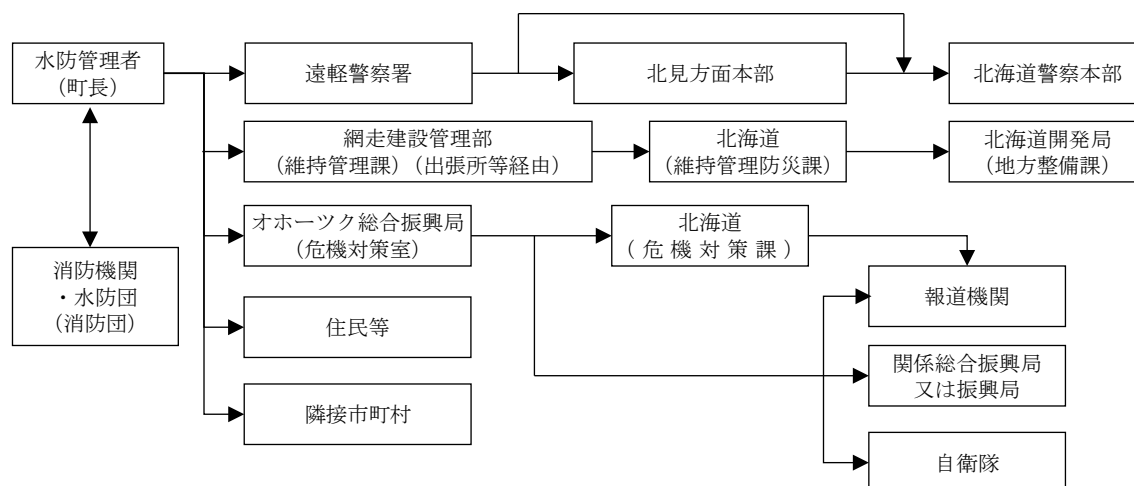
水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団（消防団）長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに住民等、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町の長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

第2 堤防等の決壊・越水等通報系統図

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



（注）消防機関の長、水防団（消防団）長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

第3 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団（消防団）長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り

氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

第1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、オホーツク総合振興局長を通じ知事に報告するものとする。

第2 水防団（消防団）及び消防機関の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

警戒情報及び避難指示等の情報は、ラジオやテレビ、防災行政無線、広報車、サイレン等によって行う。なお、知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団（消防団）員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

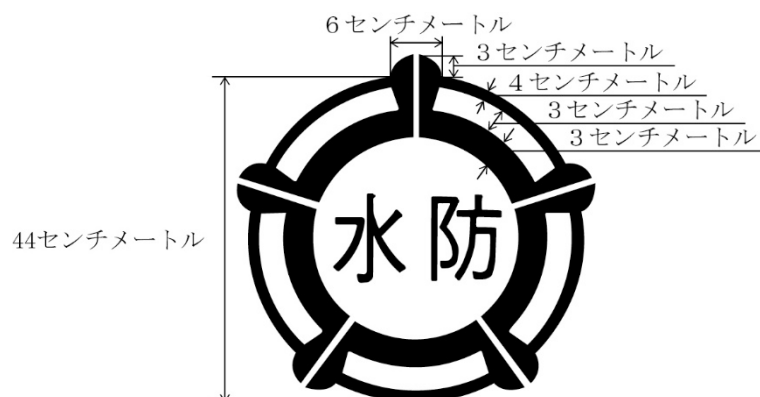
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第4信号	乱打	約1分 5秒 1分 5秒 ○－休止 ○－休止

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

- 1 知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



- 2 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

水防団（消防団）長、水防団（消防団）員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、道の職員の身分証票に準じ当該水防管理者が定めるものとする。（資料11－4）

第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力及び援助

河川管理者（知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

第1 河川管理者の協力

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- 2 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- 3 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- 4 重要水防箇所の合同点検の実施
- 5 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 6 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 7 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

第2 河川管理者の援助

- 1 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- 2 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- 3 町長に対して、過去の浸水情報の提供や、町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- 4 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2節 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- 2 水防管理団体に対して、氾濫が想定される地点の事前提示

- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 5 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

第3節 水防管理団体相互間の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

第4節 警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、遠軽警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ遠軽警察署長と協議しておくものとする。

第5節 自衛隊の災害派遣の要請の要求

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、一般災害対策編第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（オホーツク総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

第1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

第2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

第2節 公用負担

第1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団（消防団）長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者は1から4（2における収用を除く。）の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- 3 車両その他の運搬用機器の使用
- 4 排水用機器の使用
- 5 工作物その他の障害物の処分

第2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団（消防団）長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証（資料11－5）を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、資料11－6に定める公用負担命令票を2通作成し、そ

の1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告等

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 水防団（消防団）員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出勤の状況
- 11 警察関係の援助の状況
- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲水防団（消防団）とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに水防活動実施報告書（資料11－7）を用いてオホーツク総合振興局長に報告するものとするものとする。

第15章 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団（消防団）、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や網走開発建設部が主催する水防技術講習会へ水防団（消防団）員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波浸水想定区域に係わる水防団（消防団）、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1節 洪水、内水、高潮対応

第1 洪水浸水想定区域の指定状況

町内の洪水浸水想定区域の指定、公表状況は、資料5-2のとおりである。

第2 内水浸水想定区域の指定状況

町長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するものとする。

第3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - (1) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - (2) 大規模な工場その他の施設（(1)に掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。）
- 5 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第4 洪水、内水、津波ハザードマップ等の配布等

洪水・内水浸水想定区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画において定められた上記第3の1～5に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む町にあつては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む町にあつては、同

法第55条に規定する事項を含む。)を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

第5 予想される水災の危険の周知等

町長は、洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

法第15条の3により、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

第7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、町地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第8 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第2節 津波対応

第1 町地域防災計画の拡充

町防災会議は、津波浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該津波浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 3 町が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4 津波浸水想定区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- 5 その他、津波浸水想定区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

第2 津波浸水想定区域の指定状況

町内の津波浸水想定区域の指定、公表状況は、資料5-3のとおりである。

第3 津波ハザードマップの作成・周知

津波浸水想定区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画に基づき、津波浸水想定区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波浸水想定区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

第4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを町長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- 1 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項

- 2 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- 3 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- 4 その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第17章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2節 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体と水防団（消防団）等との連携

水防協力団体は、水防団（消防団）との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団（消防団）及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波浸水想定区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（法第32条の3）

第18章 水防管理団体の水防計画及びその作成要領

第1節 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、北海道水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに、水防協議会又は町防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。

なお、非指定水防管理団体においても、水防計画を作成しておくことが望ましい。

第2節 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

第3節 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、町又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合の議決で定めるものとする。

第4節 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。